

日本建築学会中国支部研究発表会 若手優秀発表賞  
実施要項

2020年1月6日

1. 目的

日本建築学会中国支部研究発表会（以下、支部研究発表会）における研究の活性化、特に若手による研究発表を顕彰するため「若手優秀発表賞」を設ける。これにより、若手発表の奨励のみならず、世代を超えた会員相互の学術的交流を促し、支部研究発表会の活性化と質的向上を図ることを目的とする。

2. 名称

この制度による表彰名は以下とする。

「〇〇〇〇年度日本建築学会中国支部研究発表会 若手優秀発表賞」（〇〇〇〇は受賞年度）

3. 実施主体

実施主体は日本建築学会中国支部学術委員会およびその傘下の各研究委員会とする。表彰は支部長名で行う。

4. 審査対象

審査対象は、大学院、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校の在籍学生・生徒（30歳以下）の発表とする。また、同一者の同一所属での受賞は1回のみとする。

なお、「同一所属」の解釈については以下の通りとする。

- ・同一大学の学部と大学院は、別所属として扱う（例：学部学生が受賞した次の年に、同大学の大学院に所属している場合の受賞は可とする）。
- ・同一大学院の修士課程（もしくはそれに類する課程）と博士課程（もしくはそれに類する課程）は同一所属として扱う。
- ・同一高等専門学校の本科と専攻科は、別所属として扱う。
- ・その他、解釈が難しい場合は学術委員会で協議して判断する。

5. 受賞件数

受賞件数は、審査対象件数の10%程度（最大15%）とする。

6. 審査基準・審査方法

各分野において特に優れた発表を選考する。選考は各研究委員会が行う。

7. 公表

審査結果は中国支部ホームページ上で公表するとともに、受賞者に通知する。なお、受賞者には賞状を発行する。

8. その他の賞について

研究委員会の状況に応じて「若手優秀発表賞」に準ずる賞を設けることは、妨げないこととする。ただし、その場合の表彰名は「〇〇〇〇年度日本建築学会中国支部研究発表会 △△部門若手特別賞」（〇〇〇〇は受賞年度、△△は分野名）とする。なお、「若手優秀発表賞」に次ぐ賞を設ける際は、学術委員長に報告することとする。

以上